

【福島県原子力損害対策協議会】 原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果

□日 時 令和4年9月13日（火）10：30～14：00

□要望(要求)者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃
副会長：JAグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会
会長代理 今泉仁寿
副会長：福島県商工会連合会 会長 轡田倉治
副会長：福島県市長会 会長 立谷秀清（相馬市長）
副会長：福島県町村会 会長 遠藤智（広野町長）

□要望(要求)先 文部科学省（対応者 副大臣 井出庸生）
経済産業省（対応者 副大臣 太田房江）
復興庁（対応者 大臣 秋葉賢也、副大臣 竹谷とし子）
東京電力ホールディングス株式会社
（対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか）

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

□要望(要求)項目

- 1 ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応
- 2 集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応
- 3 営業損害に係る賠償
- 4 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 5 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 6 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 7 自主的避難等に係る賠償
- 8 地方公共団体に係る賠償
- 9 消滅時効への対応
- 10 賠償金の税制上の取扱い（国のみ）
- 11 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施（国のみ）

□内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 文部科学省（対応者：副大臣 井出庸生）

10：30～10：45 文部科学省東館 11階 井出副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応＞

- 要望書4頁の1(3)。ALPS処理水の取扱いについて、基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、具体的な調査等により福島県の現状把握をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行っていただきたい。



＜集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応＞

- 要望書4頁の2(1)(2)。原発事故に係る集団訴訟については、4月にも申し上げたが、中間指針を超える損害額を認めた複数の判決が確定したことを踏まえ、原賠審において、確定判決の内容等について、専門委員により論点を整理・詳細化した上で、早急にこれらの具体的な調査・分析を進展させていただきたい。
- その上で、先月実施された現地視察の内容、判決等の具体的な分析を踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう「指針」の見直しを含め適切に対応いただきたい。

＜消滅時効への対応＞

- 要望書10頁の9。消滅時効については、従来から申し上げているとおり、事故から11年半が経過したが、東京電力が総合特別事業計画に明記したとおり、将来にわたって時効は援用しないと明言しているとおおり、引き続き、お力添え願う。
- 文部科学省としても、ADR手続等の一層の周知や更なる法制度の見直しも含めた必要な対応を行っていただき、被害者の賠償がなされるよう最後まで責任を持って対応願いたい。
- 審査会については要望書もお持ちしたので今、申し上げた点について、審査会長にもお伝えいただき、しっかりと対応願う。

【井出副大臣】

- 震災から11年半が過ぎ、いまだに多くの皆様が被災の影響を抱えている状況であることについて、改めてお見舞い申し上げます。今日お越しいただいた皆様には、それぞれ自治体を越えた立場から復興を続けてきてくださっていることに心から敬意を表したい。
- ALPS処理水について、今お話があった行程で進んでいるが、風評被害に対する懸念が大変強いものがある。私どもとしても協力できることをしっかりと御協力させていただきたいと思う。この11年半、本当に御苦勞をかけているので、そのことを踏まえて、少しでも地域の方々に御安心をいただけるような対応をしっかりとやってまいりたい。
- 賠償について、これまでに7つの判決が確定しており、各裁判所からそれぞれ方向性が示されているものと承知している。詳細はそれぞれ裁判所のお考えが示されているところだが、今、

審査会で判決の精査が行われており、今お話のあった中間指針の見直しも含めた対応の要否についても、審査会の方で中立の立場から御検討をいただいている。

- ADRについても取り組んできたところであるが、本日皆様とお会いする段階で、まだADRの周知を御要望いただいていることは、私としてはじくじたる思いがあり、被災者の賠償が速やかに、かつしっかりと内容で行われていくように力を尽くしてまいりたい。
- 消滅時効については、議員立法で10年と国会で決定した。ただ、今、11年半というお話もあり、その災害を認知したところから起算してだろうと思うが、本日の御要望も承って、しっかりと向き合ってまいりたい。
- 先日、福島に行くことがあり、東京から転勤して福島で仕事をしている方と話す機会があった。その方は、福島に来て仕事をする中で、多くの人たちが震災や被災と向き合っていることが分かるとおっしゃっていた。市の中心部にもまだ住宅が再建できずにいたが、そこに関してはようやく終わったという話も聞いた。復興が現在進行形、道半ばであることを肝に銘じて取り組んでまいりたい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 全国的な問題となるが、風評被害がある限り消滅時効はありえない。しかし、歴代の文部科学大臣に言ってきたが、何が問題かと言えば放射能に関する知識がないこと。
- 私は全国市長会の会長をやっており、全国の市区長たちを福島第一原子力発電所に案内したことがある。私が75人を連れてレクチャーしたが、ベクレルとシーベルトとの違いを説明できる人が誰もいなかった。これが日本の現実である。
- 福島県の子どもたちが差別を受ける。実際に、結婚が破談になったことがあり、これは一つの象徴的なものだが、福島県に対する差別があるわけで、これが風評である。
- その原因は何かというと、国民が放射能について知らなすぎる。文部科学省としては、副読本を作っているが、歴代の大臣には、子どもたちが勉強するようになるので高校の入試に出してほしいと申し上げている。
- 例えば、トリチウムのベータ線は微力であり、皮膚、ましてや遺伝子に届くことはないと言っても過言ではないだろう。ただ、トリチウムに対して風評が出ることで、結局、相馬市は沿岸部が拠点であり、相馬市の漁師たちの中には、私の同級生や親戚がいるが、みんな困っている。風評をどうにか乗り越えていかないといけない。消滅時効については、私から言えばとんでもないことであり、風評が続く限り我々の被害が続く。その風評を脱却するには結局、放射能教育しかない。それだけでは足りないと思いつつ、やらないとだめだと思う。相馬市では、小学校、中学校、高等学校でしっかり行ってきたが、それでも風評を無くすまでには及ばない。やはり福島県だけではなく、全国的に放射能に関する問題を高校入試に出してもらおうのが最善かと思うので、是非検討いただきたい。

【遠藤町村会長（広野町長）】

- 先月末に原賠審による避難指示区域外の意見交換会や現地視察が行われたが、指針の見直しに向けた期待が高まっているので、集団訴訟の原告とそれ以外の被害者間の新たな分断や混乱を生じさせないためにも適切な対応をお願いしたい。

【轡田商工会連合会会長】

- ALPS処理水の問題に対して、国が前面に立って、風評がゼロになるなんてことは考えられないが、できるだけ風評を抑えていただく。今までも10数年間やってきて、いまだに問題が解決していないため、東京電力任せにするのではなく、国が前面に立ってやっていただきたい。
- いろいろな損害が生じた場合、これからいろいろと問題が出てくると思うが、できるだけ問題が起きないようにしてもらうのが1番である。例えば問題が起きて、損害賠償の話が出た場合、その因果関係の明確な基準を作ってもらいたい。
- 避難地区全てに商工会があるので、我々のところに相談が来る。例えば、我々の会員のほとんどは小規模零細であり、東京電力に対する損害賠償の請求書を作れないので当会の職員に頼って作っている。ところが、一括損害賠償後の追加請求に対する支払は、6月までに申請件数1,072件に対し、認められたのがたったの38件。1,000件以上は無駄働きとなっている。当会の職員が全部作っているので、東京電力にその労力分を請求したいくらいである。そのような状況であるため、とにかく基準をきちんと作っていただきたい。これはもう毎年来る度に言っていることであるが、そうすれば無駄な労力を省ける。

【今泉JA協議会会長代理（常務理事）】

- 農業賠償については、要望書にあるとおりで、風評賠償と耕作できない耕作賠償と2つに分かれている。これまでの賠償の状況を見ると、細かい事務的な面で問題があるにせよ、一定程度賠償が続いており、文科省の御指導をいただき感謝申し上げます。
- 本来の目的は、賠償をもらい続けることではなく、被災地域で営農再開をしっかりとすることである。国の支援事業を含め、除染が終わり、農地が整備され農道管理施設もそれぞれの町村で進められているが、問題なのは担い手が戻らないことや住民帰還が進まないことである。我々としては、せつかく営農再開の環境を整備していただいたが、実際の農業の耕作面積の復興を広げるために、賠償を進めると同時に帰還を進めるための国の施策をもっと手厚くしていただきたい。最後のところにもあるが、生活環境の整備をしてそれぞれの町村に戻っていただくことが、逆に言えば最終的には賠償をなくしていくという方向につながると思うので是非御指導願う。

【井出副大臣】

- 私も何度か東電福島第一原発の視察に足を運び、近年は特別な格好をしなくてもだいぶ巡れるような状況になっている。先ほどお話しがあったように、正確な知識や状況を伝えていくために、できることを文科省としてもやっていかなければならないし、賠償の話は我々の所管であるので、今お話のあった課題としっかり向き合ってまいりたい。

2 経済産業省（対応者：副大臣 太田房江）

11:00～11:15 経済産業省 本館11階 太田副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応＞

- 要望書3頁の1(1)(2)。ALPS処理水の取扱いについて、地元の方々、事業者の方々等において新たな風評が発生するのではないかと非常に心配している。そういうことでは、行動計画に基づき政府一丸となって、万全な風評対策を徹底的に講じていただきたい。それでもなお、風評被害が発生する場合の賠償については、それぞれの地域業種の実情に応じた賠償基準の早期策定に向け、東京電力を指導していただきたい。なおかつ、国が前面に立って対応していただきたい。
- この際、事業者や関係団体等への説明を十分尽くしていただきたい。なおかつ全ての業種において損害の範囲を幅広く捉え、立証の負担軽減についても、関係団体等の意見を十分反映した上で、事業者が納得できる明確な基準を構築していただきたい。



＜営業損害に係る賠償＞

- 要望書5頁の3(2)イ。商工業等の一括賠償後の取扱いについて、繰り返し要望させていただいているが、状況があまり変わっていない。相当因果関係の確認に要する手続の簡素化など、これまで以上に柔軟に対応し、被害の実態に見合った賠償を確実に行うよう、強く指導していただきたい。

＜消滅時効への対応＞

- 要望書10頁の9。消滅時効についても、事故から11年半が経過し、東京電力が特別事業計画に明記したとおり、将来にわたり時効を援用しないと言っているが、改めて、損害がある限り最後まで賠償を行うよう、東京電力を引き続き指導いただきたい。
- 処理水の基本方針決定以降、根強い風評被害が更に拡大するのではないかと県民や関係団体の方々が非常に懸念を示されている。
- 避難地域の復興のステージが変わってきており、取り巻く状況も変わってきている。6月に最高裁判決が下されたが、そういうことも含めて今後もますます個別事情が大事になってくるので、それぞれの事情に応じたきめ細かい賠償、被害者それぞれの状況に応じた賠償を、これまで以上に行われるよう東京電力を最後まで責任を持って指導していただきたい。

【太田副大臣】

- ALPS処理水の取扱いについては、8月30日の閣僚会議で取りまとめた「対策の強化・拡充の考え方」や改訂した「行動計画」に反映させ、これに基づいて今、理解醸成・風評対策を強化しているところである。
- それでも万一、風評被害が発生した場合の賠償について、先ほど言及があったが、まずは国が前面に立って、事業者団体との協議を進めるとともに、年内を目途に、地域・業種の実情

に応じた賠償基準を取りまとめて公表するよう、東京電力をしっかりと指導していく。

- 商工業の追加賠償については、事故から11年の年月を経て、被害の状況や地域、業種によってばらつきが出ているが、今まで以上に被害者の方々に寄り添いながら、丁寧に対応するよう、東京電力に対して強く指導していく。
- 消滅時効については、第四次・総合特別事業計画において明記されているとおり、「時効を理由に請求をお断りすることなく、最後の一人まで賠償を貫徹する」との方針で取り組むよう東京電力に求めてまいる。個別事情との強調もあったが、これからのような細かいところまでしっかり配慮しながら、今日伺った要望については、しっかりと受け止め、引き続き福島復興に向けて全力を尽くしてまいる。

【轡田商工会連合会会長】

- 原発事故で避難地区になっている12地区全てに商工会がある。損害賠償関係を東電とやりあってきたが、なかなか前に進まない現状にある。今お話があったとおり、ここに来るたびに、因果関係の明確な基準を作ってくれと再三申し上げてきたが、いまだにそれが出来ていない。
- 商工業の一括損害賠償後の追加賠償に対する支払は、申請件数1,072件に対し、6月末時点において認められたのがわずか38件であり、1,000件以上が無駄になっている。我々は小規模零細なので、請求書を自分で作れるところはごく一部である。約1,000件の内の約80%は当会の職員が作っている。因果関係の明確な基準さえあれば、おたくの場合はこうで該当にならないと言える。基準がないから、当会の職員も親身になって相談を受けながら請求書を作るが、かなりの労力と時間を要する。是非とも今回のALPS処理水で、もしそのような問題が発生した場合は、明確な基準を必ず作っていただきたい。

【今泉JA協議会会長代理（常務理事）】

- ALPS処理水の放出については、農業分野の風評被害の更なる拡大が懸念される。私どもにも、処理水決定の時に関係省庁や東電の職員が来て、風評抑止対策の説明は承っている。その時何度となく申し上げたが、消費者向けの風評抑止対策をやっても現実的にあまり効果がなく、今現在の農産物の風評は実は流通風評である。中間事業者が、消費者を慮って買わないとか値下げをすとか、こここのところに手を入れないと、おそらく本当の意味で風評はなくなる。今回の事前の風評対策についても、我々や社会に対して、いろいろと示していただくことは継続してお願いしたい。特にこのような農畜産物、農林水産物の流通をされる方々に、しっかりとALPS処理水の安全性を御説明いただく取組を強化したほうがよいと思っている。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 今いろいろと話は出たが、例えば轡田会長の話で、1,072件申請しても38件しか支払われていない。これはそもそも被害があるから、申請するわけで、その書き方以前に被害の原因を作ったのは東京電力であり、きちんと責任を取るという姿勢でやっていただきたい。基準以前の問題だと思うが、その姿勢がないからこのようなことになる。
- そもそもあの時は、いろいろな問題があった。東京電力は問題であるが、国も年間追加被ばく線量1ミリシーベルトと言った。今新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関してよくエビデンスと言われる。例えば、接種間隔を5か月と設定しワクチンを接種することになっているが、それ以前に抗体が切れるのだから、もっと早く打たせたほうが良いと私は、あらゆる国との意見を交換

する場で言っている。

エビデンスと言いながら、年間追加被ばく線量1ミリシーベルトには何のエビデンスもないと私は思う。先ほど理解の醸成に努めると述べられたが、文部科学省に対し、放射能教育をきちんとやっていただき、高校入試の問題に出してもらいたいとこれまで言ってきた。そういうところが全体的に足りない。

- 当時、学校での年間追加被ばく線量を1ミリシーベルト以下にすると国が言ったことで、それを聞いた首長たちが、あの時どれだけ苦労したか。それと似たようなものである。こういうことに対しては、国は一緒になってしっかりと地元の被害がなくなるように、もちろん原発被災地の12市町村が大変だが、その隣にある相馬市は風評被害でひどくつらい思いをしているのが実際のところである。
- 消滅時効など私はとんでもない話だと思っているし、しっかりと責任を最後まで果たすように御指導いただきたい。特に水産業、農業など中間業者の流通ルートで深刻な問題で買いたたきにあう。是非御留意の上、商工会の被害についてできるだけ救済する方向で御支援願いたい。38件しか通らないということよりも、1,000件以上の被害の発生の届けがあることがはるかに重要だと思うので、しっかりフォローしていただきたい。その商工会の職員たちがフォーマットどうこう以前の問題で、国の方でそこはフォローや支援をしていただき、被害が最小限に食い止めることができるように是非願う。

【遠藤町村会会長（広野町長）】

- 震災直後、約17万人の方々が避難し、今現在は約3万人の方々が避難している状況にある。ふるさとに希望を持って帰還がなされるよう、しっかりと連携を取り、力を合わせ帰還に向けた復興再生に向けて力を尽くしていただきたい。
- ALPS処理水の海洋放出については、処理水処分による風評被害を含め全ての賠償が、原子力政策を推進してきた国の責任として、被災地に寄り添ったきめ細やかな賠償を徹底するよう東京電力への指導・監督を強化いただくよう重ねてお願いしたい。

【太田副大臣】

- 特に商工業について、我々の方も申請手續のお手伝いをしたり、できるだけ負担を少なくしたりといった努力はさせていただいている。明確な基準については、個別のケースを重ねて行く中で、できるだけ努力はさせていただく。申請件数1,072件に対して38件しか認められていないことは、気持ちはよく分かるので、私どもの方でも東京電力に必要な指導はしてまいりたい。
- 農業については、流通のところが大変だということ、これはよく分かる。先日の閣僚会議のあと、広報の充実ということで、テレビCMを使ったり新聞広告をしたりということは決めさせていただいて、これからそれを実行に移していくわけであるが、流通のところは工夫しないといけないかもしれない。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 一番被害が出ているのが水産業である。

【太田副大臣】

- 私もお刺身をおいしくいただいている。こういうおいしいものが、風評を受けてはいけないし、風評影響があってはならないと常々感じている。商業全体の風評影響についての正しい理解をしていただかないといけない。

3 復興庁（対応者：大臣 秋葉賢也）

11：30～11：45 合同庁舎4号館 10階 秋葉大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応＞

- 要望書3頁の1(1)。ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評を発生させないという強い決意の下、行動計画に基づき政府一丸となって、正確な情報発信はもとより、農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する万全な風評対策を徹底的に講じていただきたい。



＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 要望書10頁の11。原子力発電所事故から11年半が経過したが、当県が今後も復興の歩みを着実に進めていくためには、迅速な賠償とともに、住宅確保や就労の支援、農林水産業及び商工業等の事業再開や転業等のための支援、教育や医療、福祉サービスの充実など、引き続き、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策の実施が必要であるので、充実強化をお願いする。
- 被災地ではいまだ多岐にわたる困難な課題を抱える中、ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評が生じることへの懸念が示されている。また、避難指示が順次解除されることなどに伴い、地域や被害者を取り巻く状況にも様々な変化が生じていることも十分に踏まえ、国においては、復興が進むにしたがって健在化する課題への対応など、今後とも、復興の司令塔となる復興庁が中心となり、確実な実施をお願いする。

【秋葉大臣】

- ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応については、国内外の方々の理解と協力が極めて重要である。政府として、国民や関係者の方々を始めとして、継続的に丁寧な説明を尽くしていくことが必要だと思っている。復興庁としてもこれまでの様々な媒体を活用した情報発信に加えて、今月中に民間有識者を含めた会議を新たに設け、更なる情報発信の充実、風評対策の推進に向けた検討をしていく予定である。副知事からも御指摘があったように、基本方針や行動計画をしっかりと踏まえ、今後も政府一丸となり、決して風評被害を生じさせないという強い決意の下で、風評対策に取り組んでまいりたい。

【竹谷副大臣】

- 医療や介護、買物環境、お子さんがいる方には教育、生業の再生などの必要な支援、また日常生活の困りごとなど、しっかりと財政支援に取り組んできたところであるが、課題が多様化、複雑化している状況にある。大臣から現場主義でと、指示をいただいているので、しっかりと現場の御意見を踏まえながら、今後も引き続き必要な生活環境の整備、支援に取り組んでまいり

たい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 今まで何度かお願いをしてきたことだが、私からは特に医療人材確保の問題についてお願いしたい。福島県立医科大学に災害医療支援講座がある。そこで、ある程度の役職を担っていただき県内のいろいろなところに派遣しているが、このシステムが福島県内の医療人材確保という面において非常に影響が大きいので、是非とも続けていただきたい。
- 特に被災12市町村、浜通りの市町村では、例えば看護師などの医療人材で非常に苦労している。そのような状況に今回の新型コロナウイルス感染症の流行により大変なことになった。雇い止めや出費の面で非常に苦しい思いをそれぞれしている。震災のところに新型コロナウイルス感染症の影響で苦しい状況は変わらない。医師やコメディカルの方々に対しても、御支援をお願いしたい。
- この前も話したが、8,000Bq/kg以下の焼却灰が残っていることから、地元の方々が相馬市に埋めることに大反対しており、他の地域で処理してもらうことが必要である。1トン当たり10万円ほどかかる。市役所の職員が自分たちで処理しようとする大変である。福島第一原発の事故がなければこんなことにならないわけであり、これは時間がどうこうの問題ではない。原発事故に起因することについては、対応してもらいたい。東京電力がどうこうの話もあるが、やはり国の問題だと思っている。

【遠藤町村会長（広野町長）】

- 震災直後、約17万人の方々が避難していたが、今現在は約3万人の方々が避難している状況にある。帰還困難区域の解除、新たな復興・創生期間の中で、市町村の垣根を越え、人の流れを作っていく。力を合わせて住民の希望、願いに沿うよう尽くしていただきたい。
- ALPS処理水の海洋放出により新たな風評が生じることについて、全国民の理解が得られるよう、これまでの様々な議論を基に知見を結集して取り組んでいただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 原発事故の避難12市町村全てに商工会がある。そのような状況で、原発事故後、我々の組織そのものも大変であったし、職員そのものも大変であった。原発事故の賠償について、会員の事業者は小規模零細であり、難しい証憑もなかなか作れないので、当会の職員がほとんどの書類を作成している。
- ところが、一括賠償終了後からこの6月までに1,072件の賠償請求をしたが、認めていただいたのは38件で、1,000件以上が無駄骨だったことになる。因果関係を確認できる基準を作成していただきたい。東京電力には行くたびにお願いをしているが、いまだに作っていない。それがないために、事業者から相談があったときに、当会の職員が行って膨大な資料を作成することになる。明確な基準を作るよう東電に指導していただきたい。それがないとまたこのような問題が出てくる。
- ALPS 処理水の問題については、風評が出ないことが一番であるので、国は、東電を指導しながら、力を入れていただきたい。

【今泉 J A 協議会会長代理（常務理事）】

- 被災地域の営農再開に対していろいろお手伝いをいただいている。特にカントリーエレベーターや収集化施設など農業関連施設の再構築化において、福島再生加速化交付金を活用させていただきながら順次整備が進んでいる。
- そういう意味では農業再生するための条件は整いつつあるが、最も大きな課題はその農業をやる人がいないということ。住民帰還は増えているが、農家がなかなか戻れていない。11年分の年も取っている。
- 人の戻り方にもよるが、これからその地域が活性化するためにはICTを他県に先んじて取り入れていく必要がある。そのような営農再開の新しい道筋を我々も模索しており、農林水産省にいろいろ御指導いただいているが、財政面については、貴庁の御支援が絶対不可欠であるため、よろしく願いたい。

【秋葉大臣】

- 営農支援について、拠点区域外についてはまず帰還意向の確認を丁寧かつ、できるだけ早期に行うことができるよう取り組んでいるところである。営農についても帰還意向とあわせて、住民の意向をしっかりと確認して、地元自治体とも協力しながら必要な対策を進めてまいりたい。
- 除染後の営農再開に向けては農地の保全管理や作付実証を農業用機械施設の導入、農地の大区画化などの農業インフラの整備など一連の取組を各段階に応じて切れ目なく支援をさせていただいている。
- 令和4年度から、福島県が行う広域捕獲に係る調査や、捕獲活動等に対して国からの支援が可能となり、しっかり継続をしてまいりたい。
- 引き続き被災地の実情を踏まえて、農林水産省や福島県と密接に連携し、営農再開の加速化に向けて全力で取り組んでまいりたい。
- 今、復興庁の職員も450人まで減ったが、1番多いのは国土交通省から、3番目に多いのは農林水産省から来ていただいております、しっかりと現場の実情を踏まえながら、寄り添った対応をしてまいりたい。
- ALPS 処理水の処分や被害者に沿った損害賠償の対応については、万が一風評被害が生じた場合に備え、経済産業省を中心に迅速かつ適切な賠償の実現に向けて、東京電力への指導など、政府としてしっかり対応してまいりたい。
- 医療人材確保のための支援について、福島県立医科大学が重要な役割を果たしているということで、私も視察させていただきたいと思っている。医療人材確保等の医療機関への支援のため、地域医療再生基金を活用して、県内の医療機関から医療従事者を雇用する医療機関への人件費等の支援や、県内の医療機関での勤務を希望する学生への修学資金貸与などの支援を行っており、引き続き医療人材確保支援に取り組んでまいりたい。
- 今週初めて、仙台市にある東北医科薬科大学の医学部の卒業生が出たが、68%ぐらいが東北に勤務となり、福島県にも何人か勤務している。
- 他の都道府県では、地域医療再生基金を地域医療介護総合確保基金に衣替えしているが、福島県はいまだにこの再生基金を継続して二段構えで対応させていただいており、これからもなるべく続けたい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 東北医科薬科大学から初めての卒業生が今年出たが、初期研修が終わってからも3年間は、大学病院や大都市の大病院で勤務することが多く、特に東京に集中しやすい。福島県立医科大学の災害医療支援講座が地域への医師確保という面において評価される場所は、独り立ちされた医師たちにポストを与えて、勤務いただけることであり、実際に南相馬市立総合病院にも勤務いただいている。医療人材の東京一極集中をどのように是正するかが最大のテーマであり、福島県立医科大学に来られた際には、その実情に詳しい竹之下学長にお会いいただきたい。

【竹谷副大臣】

- 8,000Bq/kg 以下の廃棄物処理については、放射能モニタリング等に必要な財政支援を環境省で引き続き行っていくとともに、今日改めて御要望があったことをしっかりと環境省に伝えていきたい。

4 東京電力（対応者：代表執行役社長 小早川智明ほか）

13:00～14:00 東京電力本館 1階 会見場

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力においては、被害者の様々な思いを真摯に受け止めるとともに、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、また、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った的確、迅速な賠償を最後の一人まで貫徹し、原子力災害の原因者としての責任を全うすべきである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を強く要求する。



【東京電力 小早川社長】

- 当社の福島県第一原子力発電所事故から 11 年半が経過しているが、今なお、福島の皆様や関係団体の皆様に大変な御負担と御心配をお掛けしていることを、改めて深くお詫び申し上げます。
- ALPS処理水の取扱いについては、昨年 12 月に政府が策定した「行動計画」を踏まえ、本年8月 30 日、今後、重点的に進めるべき対策の方向性について「ALPS処理水の処分に伴う対策の強化・拡充の考え方」が関係閣僚等会議にて決定された。
- この決定を踏まえ、当社は、政府の基本方針を踏まえた対応を徹底し、当事者としての役割をしっかりと果たすべく安全最優先で取り組むとともに、風評被害を受け得る産業への対策についても、風評影響を最大限抑制する対策を講じ、その上でもなお、風評被害が発生する場合には、迅速かつ適切に賠償することを改めてお約束させていただく。
- また、今年に入り、6月に葛尾村さま、大熊町さま、そして8月には双葉町さまの特定復興再生拠点区域が避難指示解除され、今後、浪江町さま、富岡町さま、飯舘村さまにおかれても、解除が予定されていると承知している。
- 当社は、そうした地域の皆様の御帰還に伴う就労環境の変化や、御帰還の準備のための元のお住まいへの立入によって生じた損害について、しっかりと賠償させていただく。引き続き、地域の皆様の御要望をお伺いしながら、当社にできることを常に考え、当社グループ一丸となって活動を継続してまいります。
- 当社としては、事業運営の基盤である「信頼の回復」、そして弊社の最大の使命である「福島への責任」に向け、社長の私が先頭に立ち、全力で取り組んでまいります。
- ただいま、鈴木副知事より「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求」を頂戴した。
- 詳細については、この後、回答させていただくが、本日頂いた御要求の内容を真摯に受け止め、依然として被害にあわれている方々への賠償は、これからも我々の使命であることを改めて認識し、今回の御要望内容についても、しっかりと対応してまいります。

- 当社は、最後のお一人まで賠償を貫徹するべく、引き続き、被害を受けられた方々の立場に寄り添った、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応＞

- 要求書3頁の1(1)。ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評を発生させないという強い決意の下、正確な情報発信や万全な風評対策はもとより、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に、東京電力としても主体的に取り組むこと。

(2)。それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」という基本的な考えの下、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を早期に策定すること。また、被害の実態に見合った賠償を確実にすること。

アとして、客観的で分かりやすい賠償の方向性を事業者や関係団体等に説明した上で、意見を丁寧に聞き取り、理解が得られるようなものにする。

イとして、農林水産業や観光業、商工業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉えた対応を行うこと。

ウとして、賠償請求に係る損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応するよう、関係団体等の意見を十分に反映した上で、事業者が納得できる明確な基準を構築すること。

＜集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応＞

- 要求書4頁の2。原子力災害の原因者としての自覚を持って、確定した判決の内容を精査し、同様の被害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実に迅速に行うこと。また、個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

＜営業損害に係る賠償＞

- 要求書4頁の(1)ア。農林水産業に係る営業損害については、県産品に対して国内外を問わず風評被害が発生し続けている状況を踏まえ、十分な賠償を確実に迅速に行うこと。
- 要求書4頁の(1)イ。避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実にすること。
- 要求書7頁の(2)イ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に迅速に行うこと。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要求書7頁の5(5)。ALPS処理水の取扱いに関し、東京電力に対し示されている様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底すること。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要求書8頁の8(1)。県内地方公共団体が、ALPS処理水の取扱いに関し、新たな風評被害を最小にとどめるために実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、賠償の対象とすること。

＜消滅時効への対応＞

- 要求書9頁の9。全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の掘り起こし、周知活動を徹底することはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。
- 以上、事故から11年半が経過した現在もいわゆる原子力事故の影響が長期に及んでいる上、ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評が生じることへの懸念が示されている福島県内の現状を重く受け止め、損害がある限り最後まで責任を持って賠償を貫徹するよう強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- ただいま頂いた7項目の御要求について、回答申し上げます。
- 1つ目の、ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応について、当社としては、ALPS処理水の取扱いに関し、安全を確保するための設備設計や運用・管理、放射性物質のモニタリング等、当社の考えや対応について、説明をしっかりと尽くし、皆様の御懸念や関心にしっかりと向き合い一つひとつお応えしていく取組を進めてまいり。加えて、引き続き、福島の皆様や広く社会の皆様に、科学的な根拠に基づく情報を国内外に分かりやすく発信する取組や、様々な機会をとらえて皆様の御懸念や御意見をお伺いし当社の考え方や対応について説明を尽くす取組を徹底することで、廃炉作業の一環であるALPS処理水を取り巻く取扱いについて御理解を深めていただけるよう、全力で取り組んでまいり。
- さらに、風評被害を最大限抑制するとの強い決意の下、福島県産農林水産物の販路開拓・消費拡大として、流通促進活動を進めてまいったが、今後も、関係者の皆様の御懸念・御要望にしっかりと耳を傾け、これまでの取組の実績も踏まえて活動を拡充・深化させてまいり。
- 次に、ALPS処理水の放出による風評被害の賠償基準の策定について、当社は、ALPS処理水放出により風評被害が生じた場合には、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、被害の実態を踏まえ、迅速かつ適切に賠償させていただく。
- 算定方法や請求方法については、これまでの風評被害の賠償に関する考え方や仕組みを最大限活用しつつ、より簡易かつ適切な対応に努めてまいり。また、損害の立証に当たっては、弊社にて統計データを使用して風評被害の有無を推認することや、推認が困難な場合であっても、事業者さまごとに被害実態を丁寧にお伺いし対応させていただくなど、御請求者さまに極力御負担をおかけしないよう、柔軟に対応してまいり。
- 賠償基準の策定に当たっては、風評被害にあらわれ方は、各地域・業種によって異なってくるものと思われるため、それぞれの御事情を踏まえたものを策定する必要があると考えている。現在、御訪問などにより、業種毎に賠償方針や風評被害の推認方法、損害額の算定方法の考え方などを丁寧に説明の上、関係者の皆様から御意見をお伺いさせていただいている。
- 先般の関係閣僚等会議で決定された「追加対策」においても、きめ細かな情報発信に努めつつ、年内を目途に賠償基準を公表することが求められている。この度皆様から頂戴した御要望を重く受け止め、賠償基準を「年内目途」に公表できるよう関係団体等との調整に全力で取り組むとともに、きめ細かな情報発信に努めてまいり。
- 2つ目の集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応について、本年3月、当社に対する高等裁判所の判決が確定した。当社は事故の当事者としての責任を改めて痛感するとともに、原告の皆様に対し、心から深く謝罪させていただく。
- 当社は、各高等裁判所で確定した判決内容の精査を通じ、訴訟ごとに原告の皆様の御主張

内容や各裁判所が認定した具体的な被害の内容や程度について、整理等を進めているところである。

- 現在、原子力損害賠償紛争審査会における中間指針等の見直しも含めた対応について、多岐に渡る論点で御検討が続いている中で、当社としては、公平かつ適正な賠償の観点からも、審査会での御議論を踏まえ、国の御指導もいただきつつ、福島県内において、いまだに御帰還できない地域があるなどの御事情もしっかりと受け止め、真摯に対応してまいります。
- また、個別具体的な御事情による損害についても、引き続き、被害を受けられた方々の御事情を丁寧にお伺いし、誠実かつきめ細かな対応に取り組んでまいります。
- 3つ目に農林水産業の営業損害に係る賠償について、御回答申し上げます。農林水産業者さまに係る当社事故に伴う風評被害の賠償については、今後も、当社事故と相当因果関係のある損害が継続する限り賠償させていただく方針に変わりはなく、引き続き、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。
- その上で、農林水産業者さま、関係団体の皆様から頂戴した御意見・御要望をしっかりとお伺いし、請求書作成支援や証憑整理などの手続のお手伝いといった御請求者さまの御負担軽減に取り組むとともに、被害を受けられた方々の立場に立った、賠償を円滑に進めてまいります。
- 農林業の3倍相当額賠償後のお取扱いについては、お支払いに向けた取組として、受付会やお電話、戸別訪問を実施させていただいている。引き続き、生産者さま毎の状況を丁寧に確認させていただきながら、被害の実態に見合った賠償を進めている。
- 当社としては、生産者さまを取り巻く状況は様々であることを踏まえ、個別具体的な御事情を丁寧にお伺いしながら、被害を受けられた生産者さまへ誠実できめ細やかな対応を徹底してまいります。
- 4つ目に商工業等の営業損害に係る賠償について、商工業者さまへの一括賠償後の取扱いについては、頂いた御請求に対し、表面的、形式的に判断することなく、御請求者さまごとの地域の状況や事業の特殊性など、個別の御事情を丁寧に確認させていただくなど、親身・親切的な賠償に取り組んでまいります。
- 引き続き、御請求者さまへ極力御負担をおかけしないよう、御請求における請求書作成支援や証憑整理などの手続のお手伝いなどについても、しっかりと取り組んでまいります。
- 5つ目に被害者の視点に立った親身かつ迅速な賠償について、これまでの賠償における当社の手続や取組に対する御不安や御不信の声について、これからも真摯に受け止め、「3つの誓い」に基づき、誠実かつきめ細やかな対応に努めてまいります。
- 6つ目に地方公共団体に係る賠償について、地方公共団体さまが実施された検査や風評被害対策に係る事業については、人件費を含めた追加的支出について、政府指示の有無に関わらず、御請求いただいた項目ごとに実施された経緯等の個別事情を丁寧に伺いながら、当社事故との相当因果関係を個別に確認させていただいている。
- なお、当社事故との相当因果関係を確認できる、検査や風評被害対策に係る事業や人件費等も含めた行政経費については、追加的支出であることを確認できた場合、必要かつ合理的な範囲内において、賠償の対象とさせていただいている。
- さらに、賠償手続の簡素化については、追加的支出であることが明らかな費用等に関して、一覧表等を活用した証憑の緩和を順次実施しており、引き続き、請求手続の負担軽減のため、簡素化に努めてまいります。
- また、ALPS処理水の放出に伴い、自治体さまが実施される各種対策費用については、実

施された経緯等の御事情を丁寧にお伺いさせていただきながら、適切に対応させていただく。

- 最後に、消滅時効への対応について、当社は、御請求をいただいていない方々への対応について、これまでも、お電話や戸別訪問、ダイレクトメール等の請求の御案内をさせていただくとともに、問合せいただいた機会等をとらえて、損害の状況を丁寧にお伺いさせていただきながら、御請求いただいていない損害項目について御案内をすることも、継続して取り組んでまいる。
- 至近の対応としては、一人でも多くの方の「請求の御意向を確認」できるよう、それぞれの方々の状況を踏まえ、架電や訪問時間を工夫することや、お会いできない場合でも不在連絡票を投函するなどのきめ細やかな対応を行い、更には「請求の御意向を確認できた方々」のうち過去の対応履歴などを踏まえ、請求をいただけそうな方々を選定し、その方々に対して集中的に架電や戸別訪問を行うなど、御請求いただけるよう取組を進めてきた。
- また、消滅時効に関する考え方について、これまでの御案内に加え、昨年8月には第四次総合特別事業計画に記載させていただいた。
- その中で、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、御請求者さまの個別の御事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただくことを表明しており、実質的には、時効を援用し、御請求をお断りすることは考えていない。
- 当社としては、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることがないように、引き続き、「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹する」との考え方にに基づき、消滅時効に関して柔軟な対応をさせていただく。

【轡田商工会連合会会長】

- 商工業における一括賠償後の追加請求に対する支払いについては、6月末現在で1,072件の請求を出しているが、認めていただいたのは38件と、非常に厳しい状況にある。ここに来るたびにお願いをしてきたことであるが、時間の経過とともに因果関係の立証が非常に難しくなる中、被害者に対しては一層誠意をもって対応していただきたい。
- 何年も言っているが、こういう場合は請求できる、こういう場合にはできないといった、基準を作っていただきたい。それがないと、このような結果が出てしまう。1,072件のうち、恐らく約80%が当会の職員が関係している。会員の事業者は小規模零細で書類を作ることができないので、ほとんどが当会の職員が書類を作っているが、結果このような状況であり、要するに無駄骨を折っている。賠償をするしないではなく、無駄を省いてほしい。今後ALPS処理水においても同様のことが起こりかねないので、今年度以降はよろしく願いしたい。
- ALPS処理水の問題について、とにかく風評を出さないことが一番であり、これは国並びに我々もちろん協力するが、一緒になって風評対策に取り組んでいただきたい。それでもどうしても風評被害が発生した場合の賠償については、明確な基準を作っていただきたい。以前から要望しているがなかなかそのようにはなっていないので、今後このALPS処理水に関して、もしもそのような問題が発生した場合には、明確な基準で対応するよう願いしたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- スムーズな賠償のために、具体的な事例を少しでも御理解いただくことは大事である。

【東京電力 小早川社長】

- 轡田会長から御要望を頂いた内容について、回答申し上げます。
- まず、一括賠償後の追加賠償については、損害が一括賠償額を超過した場合にお支払いさせていただいているが、お支払いに至るケースが限定的であり、まだまだ至らない点が多いことは真摯に受け止めている。
- 先ほど、請求1,072件に対して支払38件とお話をいただいていたが、昨年6月以降のお支払い状況についてお支払いに至った件数は7件増え39件となっていると認識しており、更にお支払いに向け協議を進めている御請求は、現在のところ2件となっている。
- 引き続き、1件でも多くお支払いさせていただくためには何ができるかということに焦点を置き、お支払いに向けた検討にしっかりと取り組むとともに、一括賠償後の追加賠償以外の賠償項目でお支払いできるものはないかということも含め、多面的に御請求内容の確認を行うなど、きめ細やかな対応を進めてまいります。
- その上で、本日御指摘のあった事業者さまへの御請求に関する案内については、個別性で、プライバシーを含むケースもあるが、画一的に行うことでこの場合は出来て、出来ないと誤解を招くので、画一的に行っていくことは難しいと考えている。
- 事例については、各商工会様へはできるだけ御訪問の際にこのような事例では何とかなつたと御説明させていただいている。こういった事例を重ねていき、誤解がないようにしっかりとしたある種、共有が出来てくるのではないかと考えている。いずれにしても、できるだけ被害にあわれた方に迅速かつしっかりと丁寧に対応させていただくことが重要である。お電話や戸別訪問により、丁寧に進めるとともに御請求者さまへ極力負担をおかけしないようにしっかりと取り組んでまいります。事例の部分はデリケートな部分もあるが、できるだけ商工会の皆様には中身を共有できるように努力してまいります。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 具体的な事例等については各商工会レベルで御理解いただくような取組、充実を図っていただきたい。

【立谷市長会長（相馬市長）】

- ALPS処理水の処分について、風評被害の長期化が懸念され、特に漁業者において賠償が途絶えてしまうことも危惧しているので、消滅時効を援用することなく、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。また、具体的な賠償の策定に当たっては、風評被害の定量化に努めるとともに、当事者の理解を得られるようにすること。
- ADRによる自治体の和解・仲介の実例について、被害の状況が類似している他の自治体における損害にも適用し、直接請求により公平かつ確実に実施すること。
- 自治体賠償について、ALPS処理水の処分に対する新たな風評に対して、自治体が独自に行う風評対策の費用について賠償の対象とすること。
- 原発事故により生じた税収の減収分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税についても確実に賠償すること。
- 自治体が民間事業と同等の立場で行う事業について、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。

- 自治体の財物賠償について、自治体等の意向を踏まえ、迅速に賠償をするとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。
これらは県内13市から寄せられた意見を取りまとめたものである。
- 除染等で原発事故による職員の人件費が余計にかかった。現在、御社が払っているのは、超過勤務手当のみである。このことによって職員を余計に採用せざるを得ないような事態が起きており、除染だけではなく、避難に伴う事務量の増加等もある。このことについては、県からも請求をしていると思われるが、今日に至っても答えは出しておらず、超過勤務手当のみということはあまりにもおかしいので、この点を指摘させていただきたい。
- 先ほど商工会連合会から基準を作るよう話があったが、基準を作る際には、我々被災者が納得する基準でなければならない。私自身、放射能事故については冷静に対応すべきであると申し上げてきたが、このような数字が出てくると自体が両者の信頼感を損なうものだと思う。前向きにしっかりとやっていただかないと、ALPS処理水という大きな問題も抱えている中で、このような話が出てきている時点で残念である。
- ALPS処理水の放出によって生じる風評については、先ほど社長から「これまでの経験を最大限に踏まえて」とあったが、少し性格が違ってきていると思う。原発事故によって、例えば職を失ったとか、生活を離れたとかこれまでのものと比べると、ALPS処理水放出による風評被害については、意味が少し違うような気がするし、いろんな問題が出てくる。
- 風評被害については、マスコミが大変だ、大変だといって、被害者は誰なのかといったときに、福島県民、事業者ではないかというじくじたる気持ちもある。しかしながら、これが現実である。相馬市には、沿岸漁業や相馬双葉漁業組合の本拠地がある。私の同級生、親戚、隣近所では漁師が多いが、彼らの胸の内、不安等を考えたとき、この風評被害は直面したことのない事態である。今までの経験を踏まえるだけでは足りないと思うので、しっかりと対応いただきたい。

【遠藤町村会長（広野町長）】

- 被災地における帰還困難区域の解除が、今なされ、来年に向けて大きな展望という大事な時期を今迎えている。この46の町と村の願いとこれから我々が福島復興に向けて取り組んでいく損害賠償について3点申し上げたい。
- 1点目は、ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応である。これまでいろいろ取り組んでいるが、風評を生じさせないためには、海洋放出処分への国民全体の理解醸成が不可欠である。地元や農林水産業の関係団体から強い懸念が示されている現状があり、十分に理解が得られているとは言い難い状況にある。政府が改定した行動計画では、理解醸成に向けた取組などの強化・拡充が明記された。東電としても理解醸成に向け、これまで以上に正確な情報発信に取り組むとともに、風評対策はもとより、将来に向けた実効性のある事業者支援策などに主体的に取り組むことを強く求める。

それらの取組を行ってもなお、風評被害が生じる場合は、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本方針の下に、事業者が安心して事業に取り組んでいけるよう被害の実態に見合った賠償を確実にを行うことを強く求める。また、国は、今回の改定で賠償基準の年内策定を東電に指導するとしているが、損害の確認方法や算定方法、具体的な請求手続など客観的で分かりやすい賠償の方向性を事業者や関係団体によく説明いただいた上で、関係者の意見を丁寧に聞き取り、理解が得られるよう対応いただきたい。

さらに、賠償に当たっての損害の範囲は、農林水産業、観光業のみならず、あらゆる業種に

において幅広く捉えていただきたい。

- 2点目は、集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応である。国の原賠審が先月末に行った避難指示区域外の市町村長との意見交換では、集団訴訟の原告と、それ以外の被災者間での新たな分断が生じないように指針を早期に見直すことなど、多くの意見が出された状況にある。東電自らが集団訴訟の最高裁判決確定を受け、同様の損害を受けている被害者に公平な賠償を確実かつ迅速に行うなど、原子力災害の原因者としての自覚をもって取り組むことを強く求める。
- 3点目は、行政経費に係る賠償である。住民の安全・安心を守るために市町村が実施してきた様々な検査や低迷する地域活力を取り戻すために行ってきた風評対策などは、原子力事故がなければ全く必要のなかった事業である。事業に要した経費は、賠償されるべき損害と考えている。満足のいく支払いがされていないのが現状で、多くの市町村長が強い憤りと不満を感じている。それら事業に要した経費は、政府指示の有無にかかわらず、事故との因果関係は明らかであるので、請求手続の簡素化を図り、確実かつ迅速に賠償を行うよう強く求める。原子力災害による税収の減収についても目的税はもとより、固定資産税を含めた普通税の減少分についても、確実に賠償するとともに、特に固定資産税については、一方的に拒否するのではなく、市町村と協議いただき、我々の想いにしっかりと応えていただきたい。ADRによる県や市町村の和解仲介事例を、被害状況が類似している他の市町村にも適用し、直接請求により公平な賠償を行うよう強く求める。
- 事故から11年半が過ぎ、風評や風化が懸念される場所において、ALPS処理水の海洋放出という新たな大きな事業を控えている。プラント内での安全作業をしっかりと捉えて、住民の方々が安心して暮らせる、地域の創出に向けて全力を期していただきたい。東京電力には、事故原因者として、総力を挙げ、「福島への責任」を果たしていただくよう強く求める。

【東京電力 小早川社長】

- 御要望を頂いた内容について、回答申し上げます。
- 商工業の追加賠償については、個別に御事情をお伺いしていく形で、事業者様ごとに、この部分は定型的なものに入っていないということで個別に申請いただいたものについて、賠償が可能かどうかを協議している。私どもとすれば、類似事例があれば、できるだけ掘り起こしたいと考えており、基本的には事業者様ごとに、様々な個別の事情があってそれにお応えしていく。新たなカテゴリーとして、全くすっぽり抜けていたのであれば、そのような類いのものは共有させていただき、基準化ということにまさしくなると思うが、先ほど申し上げたのは、様々な証書類とかエビデンスをいただいた上で、あとは同じような業種業態であっても、抱えられているバックボーンの違いも含めて個別の御事情があって、お支払いできるケースと出来ないケースがあるのでそういった部分も、配慮しながらお答えしているという実情がある。プライバシーに関わる部分もあるので、できる限り丁寧に対応させていただく必要があると考えており、少なくとも相談の窓口になっていただいている、商工会の職員の皆様には、しっかりと中身を共有し進めている。
- ALPS処理水の風評に対する賠償をしっかりと納得感があるものとするのは、これから作る上で非常に重要だと考えている。これまで、いわゆる商業統計のような形で、どのような品目において震災前はどのようなお金で流通していて、それが風評としてどのくらい全国の価格と比べて下落したか、数量的に取引が減ってしまったか、また、ある具体的なものを対象に不買運

動のようなものが起こってしまっていて取引が中止されたかなど、それを補償するような仕組みを、これまでも事業者様と納得の上で、作っている。これまでの賠償のスキームのままにしたいと言っているものについては、できるだけそのやり方に沿った形で、新しく基準を作ろうと考えている。業種、業態を限定しないことによってどこに風評が及ぶかについては不透明な部分があるので、同様な形で、様々に御意見をお伺いしている。例えば、一旦業態が回復したということで、賠償が終わっていても、新たに風評が生じて、またこのエリアのこういう業態から昔と同じような被害を受けたと言われる可能性もあるので、そのような部分にもしっかりと構えて安心いただけるように作っている。

- その上で、立谷市長から、市長会としてのお寄せいただいた部分について、お答えするが、当社は、ALPS処理水の放出による風評影響を最大限抑制すべく対策を講じた上でもなお、風評被害が生じた場合には、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ適切に賠償させていただく。
- また、消滅時効については、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、「最後の一人まで賠償貫徹」という考え方のもと、柔軟な対応を行わせていただきたいと考えている。
- 自治体さまに係る賠償については、一律な判断をすることなく、引き続き個別の御事情をお伺いし、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただくとともに、他の自治体さまのADRの和解仲介事例も参考にして、適切に対応してまいらる。
- 続いて、税込減に係る賠償については、中間指針や審査会における議論を踏まえ、目的税のように、税込と事業支出の連動性が高い事業であって、交付税による財源措置がされない、などといった特段の御事情が確認できない場合は、原則、賠償させていただくことは難しいと考えているが、引き続き、当社の考え方を御理解いただけるよう丁寧な御説明を尽くすとともに、関係する自治体さまの御事情をお伺いしてまいらる。
- 続いて、遠藤町長から御要望を頂いた内容について、回答申し上げる。
- ALPS処理水の取扱いについては、地元の皆様、漁業関係者の皆様を始め関係する皆様の御懸念や御関心にしっかりと向き合い、当社の考えや対応について説明を尽くす取組や、計画に基づく安全確保や科学的根拠に基づく情報の分かりやすい形での国内外への発信をさらに進め、ALPS処理水の取扱いについて、多くの方に御理解を深めていただくよう努めてまいらる。
- また、ALPS処理水放出により風評被害の賠償については、年内を目途に公表できるよう取り組んでまいらるが、策定に当たっては、訪問などにより丁寧に説明の上、関係者の皆様から御意見をお伺いし、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準となるよう努めてまいらる。
- 本年3月に確定した判決内容については、現在、各高等裁判所で確定した判決内容の精査を通じて、訴訟ごとに原告の皆様の主張内容や各裁判所が認定した具体的な被害の内容や程度について、整理等をしている。当社としては、公平かつ適正な賠償の観点から、原子力損害賠償紛争審査会での御議論を踏まえ、国からの御指導、福島県内において、いまだに御帰還できない地域があるなどの御事情もしっかりと受け止め、真摯に対応してまいらる。
- 自治体さまが実施された検査や風評被害対策にかかる費用については、政府指示の有無に関わらず、実施された経緯や個別の御事情を丁寧にお伺いし、当社事故との相当因果関係を確認している。
- 税込減に係る賠償については、中間指針や審査会の考え方を踏まえると、目的税のように、

税収と事業支出の連動性が高い事業であって、交付税に関わる財源措置がされず、当社事故後も実施が必要な事業に係る税収の減については、賠償の対象とさせていただいている。

- こうした考え方からも、固定資産税の減収については、原則、賠償することは、難しいと考えているが、引き続き、当社の考え方を御説明させていただくとともに、関係する自治体さまの御事情をお伺いしてまいります。
- 最後になるが、町長から、今後の住民の皆様が安心して暮らせるように、しっかりと安心、安全かつ、しっかりとした、予算化、事業を進めてほしいという御要請については、肝に銘じて取り組んでまいります。

【立谷市長会長（相馬市長）】

- 私が最初に話した人件費について、はっきりとした回答ではなかったので、改めて回答いただきたい。
- 商工業の追加賠償について、こういうものは門前払いをすることははっきりした基準を作ってくればよい。その門前払いがいいかどうかを議論するのはこの場だと思うので、基準を作る際には、我々と協議をした上で作っていただきたい。
- 固定資産税については、市長会からも町村会からも出てきた話であるが、これを申し上げている市町村に対し、どういう根拠のもとにあるのかなど説明していただきたい。

【福島復興本社 高原代表】

- 超過勤務に近い人件費の分については、自治体様のいろいろな御事情の中でお支払いできる部分とできない部分がある。基本的には、直接関わる部分の支出についてはお支払いさせていただいているが、人件費については基本的には新たな雇用といった部分以外は、お支払いしない状況であるので、そこは個別の御事情を改めてお伺いさせていただくことで御理解いただきたい。

【福島原子力補償相談室 弓岡室長】

- 人件費に関しては、基本的に時間外の人件費、これも賠償の対象にベースとしている。一方その時間内の人件費について、これは通常の職員の方がおやりになったような範疇のお仕事なのかどうかということで、いろいろ実態を伺いながら判断しているところである。ただし、近年、ADRで時間内の人件費でも認められるケースが出ているので、その事例を展開できる自治体様には、公表して、お支払いにつなげているケースも幾つか出てきている。このような形で、実態を踏まえながら、個別に少しずつ、お支払いできるところはしてまいりたい。

【立谷市長会長（相馬市長）】

- 誰が考えてもこの事故によって、時間内に職員は相当な労力を強いられている。相馬市は避難指示を出していないので、そこまでの混乱はなかったが、それでも市民を安心させるために、詳細な検査を行うなど非常に労力がかかった。実際、市民や県民を納得させるため、相当な労力を払っているが、それを時間内の平常勤務だろうというのは、私はおかしいと思う。それは超過勤務が賠償の対象になるのは当然だけれども、当然、時間内でも相当行っている。職員たちが山に行って線量測定をしているし、学校では子どもたちの全員の被ばく調査も行っているし、放射能の教育教室も行っているなど相当な苦勞をかけてきている。それを、平常の業

務と言われたら憤りを感じる。

【福島原子力補償相談室 弓岡室長】

- 言葉が至らなかった点申し訳なく思うが、もちろん通常の時間内に多くのお仕事をしてその分が押し出して時間外になっているような部分についても、賠償の対象とさせていただいて。個別の今の実態をよく聞かせていただき、何とか実態に合った賠償をしてまいりたい。

【遠藤町村会長（広野町長）】

- 人件費について1点申し上げたい。具体的に、除染の作業は不規則、不定期であり、時間内でも時間外でも生じるものである。また、国直轄で行う場合と自治体で行う場合があるなど個別具体的な状況にある。先ほども申し上げたが、この市町村の賠償の成立の割合は、10%の自治体もあれば50%、100%の自治体もある。自治体が、この賠償を請求しているという行為に対して、ただいま市長会長が述べたように、場面や状況、内容についてしっかりとフィードバックや説明をすることが必要だと考える。震災から10年が過ぎ、今新たな10年目の2年目に当たるわけであるが、59市町村の状況は様々にある。そうした際に、今、帰還困難区域の解除に向かっていく中で、その自治体に寄り添った対応が重要であろうと考える。

【福島原子力補償相談室 弓岡室長】

- 引き続き実態をよく伺いした上で、実態に合った賠償につなげてまいりたい。

【東京電力 小早川社長】

- 商工業の追加賠償の申請数に対する支払いの件数が少ないことについて、本日重く受け止めたので、中身をしっかりと確認した上で、説明を尽くしていない部分があれば、しっかりと御説明にお伺いしたい。我々としてもお支払いできる数をできるだけ増やそうと今まで取り組んできたが、その考え方にそぐわないときに、どのようにするかという別の面からも本日宿題をいただいたと認識したので、しっかりと取り組んでまいりたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 私から2点ほど確認したい。
- 1点目は、ALPS処理水に関する賠償基準の早期策定についてである。先月 30 日の国の行動計画においては、「年内を目途に、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表するよう、国が前面に立って、東京電力を指導する」とされた。本日、社長からは、「賠償基準の年内目途に公表できるよう取り組むと明言された。年内公表に向けては、関係団体等との調整・意見交換が大切だと思うが、今後どのように進めていくのか、考えを伺う。
- 2点目は、営業損害に係る賠償についてである。避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の追加賠償について、令和2年度の賠償請求において一部から支払いが遅れているとの声がある。個々の生産者の事情を丁寧に確認し、迅速に対応いただきたい。

【東京電力 小早川社長】

- ALPS処理水の放出による風評被害の賠償基準の早期策定について、回答申し上げる。
- 年内目途に公表させていただく賠償基準の公表に先立ち、これまでに実施した関係団体さ

- まに対する説明内容や頂戴した御意見を基に、ALPS処理水の放出に伴う風評賠償に係る賠償基準について、できるだけ早い時期に検討状況をお示しできるよう、準備を進めてまいります。
- 当社としては、今後も、関係団体の皆様から御意見を頂戴しながら、より具体的な内容について検討を進め、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準の策定を行い、年内目途に公表できるよう、取り組んでまいります。
 - 次に、農業賠償における3倍相当額賠償後の追加賠償について、回答申し上げます。
 - 団体さまにてお取りまとめいただいている令和2年分の御請求手続の内容については、早急にお支払いできるよう、これまでも、JAさまと協議させていただいている。
 - その中で、お支払いにお時間を要しているケースがあることについて、お詫び申し上げます。引き続き、お時間を要しているケースを迅速に解消できるよう、令和2年度分の協議を進め、しっかりと御意見をお伺いしながら、早急に整理を進めてまいります。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 最後に私から申し上げます。原発事故から11年半が経過した今もなお、原子力災害は福島県に深刻な影響を及ぼしている。
- 東京電力は、損害がある限り賠償を継続するという基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきである。
- 本県の実情や、本日の各代表者からの様々な意見を真摯に受け止め、これまで以上に被害者それぞれの立場に立って、誠意を持った対応をお願いします。
- 以上で、本日の要求活動を終了する。

（ 以 上 ）